

議案第 5 3 号

町有財産の無償貸付について

町有財産を次のとおり無償で貸し付けることとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

山都町長 坂 本 靖 也

1. 物件の所在

所 在 山都町下名連石字字腔 5 8 2 番地外
(旧下名連石小学校)

2. 貸付対象物件

建物 旧校舎棟(木造・鉄筋コンクリート造 1, 8 0 6 m²)

土地 周辺敷地(駐車場含む 3, 9 6 6 m²)

3. 使用目的 障がい者自立支援施設として

4. 貸付料 無 償

5. 貸付期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日

6. 貸付の相手方 住 所 山都町下名連石 5 8 2 番地
氏 名 特定非営利活動法人 山風華
理事長 甲斐 利幸

(提案理由)

町有財産を公共的団体以外に無償で貸し付けるためには、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 7 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

(平成 16 年)

施設の配置図	縮尺	1/1000	学校名	児童数	(市町村)	(学 校)	整理番号
	0 10 20 30		下名埴石小 学校	43	44	50	429
							695

